

保険証の適正利用をお願いします

▼医療機関等を受診する際は、保険証を正しく提示しましょう
医療機関等は医療費の請求先を保険証で確認しています。
保険証の確認は通常、月に一度しか求められませんが、月の途中で社会保険に変わった場合、必ず新しい保険証を提示してください。

国民健康保険・後期高齢者医療保険人間ドックの助成

市と委託契約をした医療機関で受診するときに、費用の7割相当額(4万円を限度)の助成が受けられます。

◆助成条件

前回人間ドックを受けてからおおむね1年以上経過している方
※特定健康診査と検査項目が重複するので、年度内にどちらか一方を受診してください

▼国民健康保険被保険者
・30歳以上75歳未満の方
・納期限までの国保税をすべて納めている方

▼後期高齢者医療被保険者
・納期限までの後期高齢者医療保険料をすべて納めている方

◆手続き方法
医療機関に予約後、受診日の10日前までに、予約日・受診するコースの分かるものと印かん・被保険者証を持参し、市民課または白里出張所で申請してください。承認書を交

ません

社会保険の加入日や転出日以降に国民健康保険の保険証を使用して受診した場合、市が医療機関等へ支払った医療費を、返還していただくことがあります。万が一、無効な保険証で受診した場合は、受診した医療機関等へ連絡してください。なお、社会保険加入後、保険証交付前に受診する際の対応は、加入した社会保険へ問い合わせください。

▼国民健康保険離脱の届はすみやかに！
社会保険に加入した場合でも、国保を抜ける手続きは自動的にには行われません。14日以内に市民課または白里出張所に届出(※)のうえ、保険証を返却してください。

※国保離脱の届出
・必要な物 国民健康保険証、加入した健康保険の保険証、該当者全員分のマイナンバーがわかるもの、本人確認資料
・手続きできる方 本人もしくは同一世帯の方

☎(70)0334
(一)千葉病院(旧千葉社会保険病院)、塩田病院、斎藤中央病院、公立長生病院、千葉ロイヤルクリニクス、ちば県民保健予防財団、山之内病院、ポートスクエア柏戸クリニクス、千葉メディカルセンター(旧川鉄病院)
※検査内容は医療機関によって異なります。予約の際に医療機関へ直接ご確認ください

はり・きゅう・マッサージ等の施術利用票を交付

はり・きゅう・マッサージ・あん摩または指圧に要する施術費用の一部を助成します(保険診療で施術を受ける場合は利用できません)。

- ▶対象=市内在住で65歳以上の方
▶施術所=本市に登録している施術所
▶助成額=1回1,000円(月2回まで)
▶申請に必要なもの=利用者の本人確認ができるもの(保険証、運転免許証など)
▶申請窓口=高齢者支援課・白里出張所
☎(70)0332

平成28年度後期高齢者医療保険料・介護保険料の仮徴収が始まります

4月から、平成28年度の後期高齢者医療保険料・介護保険料の仮徴収が始まります。

平成28年度の確定した年間保険料額は、7月に通知しますので、ご理解をお願いします。

◆特別徴収となる方

①すでに後期高齢者医療保険料・介護保険料を年金からの特別徴収で納付の方
※1回あたりの仮徴収額は2月の特別徴収額と同額となります

◆普通徴収となる方

②平成27年4月1日～10月1日までに、本市で後期高齢者医療制度に加入または介護保険第1号被保険者(65歳以上)になった方
※②の方は4月初旬に仮徴収額決定の通知書を送付します

次該当する方は、納付書または口座振替による納付になります。
①年間の年金額が18万円未満の方
※年金を複数受給している、合計金額が18万円以上であつても、個々の年金が18万円未満であれば普通徴収となります

後期高齢者医療保険料・介護保険料の基本的な納期

Table with 12 columns (4月 to 3月) and 2 rows (特別徴収, 普通徴収) showing payment status with symbols (circle, dot, square).

○=仮徴収 ●=本徴収 ■=納付書または口座振替

☎(70)0309
高齢者支援課介護保険班
(介護保険料について)
☎043(308)6768
連合資格保険料課
☎(70)0334
市民課国保年金班
千葉県後期高齢者医療広域連合資格保険料課

ねんきんナビ

学生納付特例制度のご案内

学生の方で所得がない場合や少ないことにより保険料を納めることが困難なときは、学生納付特例を申請することができます。前年の所得などを審査し、承認されると、保険料の納付が猶予されます。

承認された期間の保険料は、10年以内であれば、さかのぼって納めることができます。

申請手続きは毎年必要です。お忘れなく！

▶申請できる方
20歳以上の学生の方で、前年所得が118万円以下の方。
※前年または今年に会社等を退職して学生になった方は、前年所得が118万円を超えていても退職を考慮した審査が受けられます(ただし、離職票等の添付が必要)

▶対象者
大学(大学院)、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校に在学する方
※国内に住所をおいたまま留学されている方は問い合わせください

▶学生納付特例の承認期間
4月(または20歳誕生日)から年度末(3月末)

昨年度(平成27年度)学生納付特例が承認され、日本年金機構からはがき形式の学生納付特例申請書が郵送された方は、必要事項を記入し、返送することにより申請ができます。

ただし、はがき形式の申請書が届かない方は、平成28年度分の学生証(両面・コピー可)または在学証明書、年金手帳、印かん(本人署名の場合は不要)を持参のうえ、申請する必要があります。

※はがき形式の対象者は、昨年度の学生納付特例申請を平成28年2月中旬までに申請された方となります

☎043(242)6320
市民課国保年金班
☎(70)0334

高齢者の相談窓口 地域包括支援センターだより

～地域包括支援センターへお気軽に相談を～

高齢者の介護、福祉、医療に関することなど、どこへ相談してよいか分からない場合、まずは地域包括支援センターにご相談ください。

例えば、施設を探したい、高齢者が利用できるサービスについて聞きたい、ひとり暮らしの高齢者で心配な方がいる等の相談を受けています。自宅等に訪問相談を受けることもできますのでお気軽にご相談ください。

◆地域包括支援センターとは

平成18年4月、介護保険法が改正となり、各市町村が設置することとなりました。地域住民の心身の健康の維持、生活の安定、保険・福祉・医療の向上と増進のため必要な援助や支援を包括的に担う、地域の中核機関です。

◆地域包括支援センターの主な業務

▶介護予防支援事業
要支援1、2と認定された方や総合事業のサービスや事業を利用す

る方のケアプランを作成します。

▶総合相談・支援
高齢者の各種相談に幅広く対応します。

▶権利擁護事業
高齢者に対する虐待の防止、早期発見その他の権利擁護のための事業を行います。

▶包括的・継続的マネジメント
ケアマネジャーの相談・助言、支援困難事例等への指導・助言などを行います。

☎(70)0439

FAX(70)1093

在宅介護支援センターおおあみ緑の里

☎(73)5146

在宅介護支援センター杜の街

☎(70)1666